

開催年月日 令和元年11月7日(木)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 少子高齢化対策監 粟井 是臣  
 福祉局長 植村 豊  
 施設運営指導課長 山本 厚志

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>一 介護報酬の不正請求問題について</b>                      私からも介護報酬の不正請求問題について質問してまいります。                      介護サービスを利用する高齢者が増えて、事業者も事業量等が増える中で必死にがんばっているという実態が先ほどの報告でも明らかにされました。                      そうした中で、名寄市社会福祉協議会の居宅介護支援事業所が、介護報酬約2,600万円を不正受給していたとの報道があり、大きな波紋を広げています。中でも昨年6月に、市は不正を把握していたにも関わらず、業務停止に匹敵するほどの重大な事態と認識しながら、必要な監査や返還請求を怠ったことが重大問題となっています。市が行うべき指導監査について、そのあり方が問われている問題とも言えます。同時に選択できるはずの介護サービスを提供する事業者が限られている、あるいは一事業所しかない場合など、指定取り消しの事態を招くと利用者の対応に困難が生じる、利用者が不利益を被ることなど、そうしたことも問題視されていまして、社協など半官半民の場合の指導・監査に馴れ合いが生じるのではないかと、介護保険をめぐる多くの問題が指摘されている事態となっています。税金と介護保険料が原資となっている介護保険報酬の請求にあたっては、公正さが求められるのは言うまでもありません。                      そこで、以下、伺います。</p> <p><b>(一) 道による実態把握について</b>                      道は、1日に実地指導に入ったと聞いているが、その結果について先ほども答弁されておりますが、私の方からも改めて伺います。問題は、不正請求を把握した時点で、法に基づいた対応を市が取らなかったことですが、なぜこのような事態となったのか伺います。</p> <p><b>(二) 予防策等について</b>                      具体的な詳細は、今後、調査に委ねられるという答弁だったと思いますが、このところは、しっかりと原因究明しなければ納得が得られないものだと思います。                      こうした不正が行われないように、事前に通告や相談ができる体制はないのかという疑問が湧きます。また、社協や市が不正に関わっていて隠蔽された場合、今回のように隠蔽する意図をもって対応された場合は、どのように発見できる仕組みがあるのか。そうしたことは不可能なのか、伺います。併せて、利用者の不利益はあってはならないが、どのように対策が取られているのか伺います。</p>	<p><b>【施設運営指導課長】</b>                      道による実態把握についてであります。道が今年1日に実施した実地指導において、名寄市から聞き取った結果、他の居宅介護支援事業所については概ね適正に対応されておりましたが、当該事業所に対しては、指導監査が適正に行われていなかったことを確認したところであり、その原因については、引き続き実地指導等を通し、調査していくところでございます。</p> <p><b>【施設運営指導課長】</b>                      市町村への指導等についてであります。事業所における不正等に関する通告や相談については、これまで、振興局や本庁において、電話やメール等により受け付けており、この通告等を踏まえ、速やかに市町村に連絡し、事業者に対し、法令等に基づく監査等の対応を行うよう指導しているところでございます。                      道としては、事業者を指導監督する立場の市町村が、サービス提供や介護報酬請求について、不正等を認定していない場合においても、何らかの情報を得た場合は、速やかに市町村に指導に入るなどして、利用者に不利益が生じないよう、改善について指導してまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(三) 介護サービス提供への影響について</b>  電話やメールなどによって、通告や相談を受けても、なかなかこれは難しいことだと思いますが、それには対応するということだと。しかし今回のように名寄市自身が実態を把握していながらそれを明らかにしない、隠蔽するということになれば、これは道の方も報道で知ったように、わからないわけです。そうならないためには、道から市町村に対する指導体制というものを考えていかなければいけないと思うわけです。そうでなければ、見過ごされてしまうということになってしまうと思います。</p> <p>今回には合致しているかいらないか、まだ原因もわからないのですが、地域によっては、居宅介護支援事業所が市町村内に一事業所しかない場合、指定取り消しの事態を招くと利用者の対応に困難が生じる、利用者が利用できなくなったり、遠くにいかなくてはならないなど、こうした問題を心配するあまり、指定取消などの処分に対する躊躇が生まれるということが問題となっています。こうした地域はどのくらいあるのか、また、こうした事態が生じた場合の対応についても併せて伺います。</p> <p><b>(四) 指導・監査のあり方と現場の仕事量等について</b>  居宅介護支援事業所が未設置、または一事業所のみとなっている市町村が50町村もあるということです。ですから、大変困難な状況が地域にあるということは何い知れるところだと思います。そうしたところが公正に事業を展開するということが、本当に必要なことになっているのだと考えるわけです。ですから、適正に事業が行われていることを確認しながら、不適切な介護報酬の請求などに至らないようにしなければならぬと強く思うところです。</p> <p>もう1つの問題として、社協など半官半民の場合の指導・監査に馴れ合いが生じ、指導に躊躇が生じるのではないかと指摘もあります。また、同時に、煩雑な報酬請求事務や人員不足など困難を抱えている実態もあると聞いています。道では、今後の市町村指導をどう取り組んでいくのか伺います。</p> <p>指導のあり方がですね、権限移譲なども伴って、集団指導は毎年行われているということですが、市町村ごとに対する指導というのは6年に1度のペースで行われてきたと。それで、平成27年度、2015年度から国から道の方に権限が移譲されています。お聞きしたところ、今年度までに134市町村が実施され、残りが42市町村ということになりますが、このペースで行くと、本当にそういった不正がないようにきちっと指導されるのか、不正がなく事業が行われるように指導できるのかどうかということが、不安に思うわけです。お聞きすると、名寄市に対しては、前回の個別指導は道ではなく国が行っているということ。長期にわたって名寄市では不正請求があったのではないかと指摘されているわけですが、国が行った個別指導についても確認されるということでもよろしいでしょうか。</p>	<p><b>【施設運営指導課長】</b>  介護サービス提供への影響についてであります。が、本年11月1日現在で、居宅介護支援事業所が未設置、又は一事業所みの設置となっている市町村は、50町村となっているところでございます。</p> <p>そのため、事業者に対する処分等にあたっては、必要なサービス提供の観点から、利用者の受入先がない等、やむを得ないと判断され、かつ不正等の状況の改善が見込まれる場合については、指定取消ではなく、指定の一部効力の停止処分の検討を行うほか、指定取消となる場合についても、市町村に対し、利用者にも不利益が生じないよう、事前に、近隣の市町村の居宅介護支援事業所への受入調整などの対応を指導することとしているところでございます。</p> <p><b>【福祉局長】</b>  今後の市町村指導についてであります。道では、これまでも、市町村に対しては、全市町村を対象に、前年度の指導結果の概要や制度改正等の説明をする集団指導を毎年実施するとともに、定期的に市町村等に出向き、事業所の指定事務や指導監査業務の施行状況について検査を行う実地指導、更には、介護サービス事業者に対する合同指導の場において、適正な指導監督についての助言や指導を行ってきているところでございます。</p> <p>今後は、改めて、市町村に対し、指導監督の徹底について通知するほか、実施要綱等の見直しを検討するなど、指導内容の徹底に努めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>【施設運営指導課長】</b>  国における実地指導につきましても、市町村を指導する道の立場として、このたびの実地指導に際して、確認していきたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 介護保険事業者への指導監査の適正化に向けた対応について</p> <p>6年に1回の個別指導ですと、過去にさかのぼっているいろいろと事実関係などを調査しなければならないということで、少し時間がかかるのかなと思うわけですが、名寄の場合は単に業務が大変で滞ってしまったということにとどまらない問題もあるようなので、しっかりと、こういった状況がいつごろから発生していて、こういった状態になっていったのかということをはっきりと明らかにするためにご尽力いただきたいと思えます。</p> <p>直接の指導監査権限は市町村にあるものの、今回の名寄市の件は、市長も不正を報告されながら監査も実施せず、指導も行っていないという驚くべき事態が認められたわけであります。道として、名寄市の介護保険事業者の指導監査の適正化に向けてどう対応するのか伺います。</p> <p>先ほど介護支援専門員実態調査の結果が報告されました。その中でも全体の13.8%で不足が生じており、ケアマネの事業所では18.2%、地域包括センターでは25.4%が足りないという状況が明らかになったわけです。求人をしていても応募がないという厳しい実態に直面している中で、介護事業所においてやむなく適正に事業を行っていない、請求事務を行っていないということもあり得るような事態が生まれるのではないかと懸念するところです。</p> <p>今年の1月には、泊村の村立特別養護老人ホームを指定管理者として運営している社会福祉法人において、過去5年にわたってケアプランが未作成のままサービスが行われていたということも明らかになっていて、こうしたことが相次いでいるわけです。名寄の問題はまた別な要因もあるかもしれませんが、ケアマネが、処遇改善がなく、事務量だけが増加しているという大変厳しい状況の中で、適切な事務を後回しにしてしまって、それが放置されて、積み重なっていくというようなことが起きて、同じように不正請求問題だと言われてしまうわけです。現状の改善と併せて、適正な事務処理を行うというふうに指導していかなければ、現場はとてまたまったものではないということにもなってしまいますので、この点については介護支援専門員の実態、処遇の改善と併せて、是非、適切な指導監査を道として行っていくように求めて、質問を終わります。</p>	<p><b>【少子高齢対策監】</b></p> <p>名寄市における指導監査の適正化についてであります。道では、先日の実地指導において、当該事業所に対する指導監督状況を聴取するとともに、他の事業所に対する状況についても聞き取りを行ったところでございます。</p> <p>その結果、当該事業所に対しては、指導監査が適正に行われていなかったことが確認されたことから、道としては、今後、市町村指導の一環として、事業者からの聞き取りを行うとともに、名寄市が行う事業者への監査に立会し、市の監査対応状況を見極めるほか、今回の事案の発生原因等について十分な調査や分析を行った上で、国とも指導内容を協議しながら、名寄市に対し、再発防止に向け、適切な指導を行ってまいります。</p>